

◆「子ども・子育て新システム」に関する意見書

意見案第3号

「子ども・子育て新システム」に関する意見書

かつてない少子高齢化社会を迎えている中、子ども・子育て施策の拡充は、国、地方自治体ともに喫緊の課題の一つである。

しかし、これまで政府において検討されてきた「子ども・子育て新システム」の制度設計の一部においては、利用者補助方式、応益負担、利用者と事業者の間の公的保育契約制度の導入、規制緩和による多様な事業者の参入促進などが盛り込まれていることから地方自治体の関与が希薄になり、すべての子どもに質の高い保育や教育を保障するという理念の実現が困難になることも懸念される。

子どもの貧困や虐待問題など、子育ての困難さが広まっている現状において、将来を担うこととなるすべての子どもの健やかな成長を保障するためには国と地方自治体の公的責任が不可欠であり、「子ども・子育て新システム」においてもそれが堅持されるべきである。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 子ども園（仮称）については、虐待対策や貧困対策などの福祉的機能を持たせ、すべての子どもと保護者に対して公平な利用を保障する施設とするため、市町村の関与による契約方式や実効性のある応諾義務、応能負担、公定価格、参入と撤退についての社会的規制に取り組むこと。
- 2 地方自治体に対する確実な財源確保を行うことを前提として、施設基準や職員配置基準を大幅に引き上げるとともに、人材の確保、定着を図るため施設運営費の用途制限を維持し、人件費が確実に労働者に配分される仕組みとすること。
- 3 利害関係者の参画と情報開示の義務化を前提とした協議の場を地方自治体にも設置することにより、独自事業も含めて地域の子ども・子育て支援事業全体を評価・監督することが可能な仕組みとすること。
- 4 学童保育について、利用保障、市町村関与、最低基準の設定などの社会的規制の整備と財源の保障をもって、幼児期からの連続した質の高い保育環境を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月17日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）

